

事 務 連 絡  
平成30年12月27日

居宅介護支援事業者 各位

小松市予防先進部長寿介護課長

居宅介護支援に係る退院・退所加算の取扱いのQ&Aについて（ご確認）

日頃から、本市の高齢者福祉行政の推進についてご協力いただきありがとうございます。

さて、平成30年12月14日付事務連絡「居宅介護支援に係る退院・退所加算の取扱いについて（ご確認）」について、各事業所よりお問合せいただいた内容について、別紙のとおり、Q&Aを作成いたしましたので、ご確認いただきますよう、よろしく申し上げます。

なお、当該加算を算定する場合は、必要に応じて入院時の保険医療機関に対して、退院時共同指導料2の注3多機関共同指導加算（2,000単位）を算定するか確認することもご検討ください。

記

【資料1】退院・退所加算に関するQ&A

**【事務担当】**

小松市予防先進部長寿介護課  
給付・計画推進担当  
TEL：0761-24-8149  
FAX：0761-23-3243

## 【資料1】退院・退所加算に関するQ&A

以下に記載したQ&Aについては、今後、国からの解釈通知や事務連絡等により、解釈が変更となる場合がありますので予めご了承ください。

以下、退院時共同指導料2の注3の共同指導を行う主体の種別として記載します。

- ：入院中の保険医療機関の【保険医】【看護師等（＝保健師、助産師、看護師、准看護師）】
- A：在宅療養担当医療機関の【保険医】【看護師等】
- B：保険医である【歯科医師】又は歯科医師から指示を受けた【歯科衛生士】
- C：保険薬局の【保険薬剤師】
- D：訪問看護ステーションの【看護師等（※准看護師を除く）】【理学療法士】【作業療法士】及び【言語聴覚士】
- E：【介護支援専門員】【相談支援専門員】

Q1 病院及び診療所の場合のカンファレンス有の算定要件について、入院中の保険医療機関の保険医(●)＋ケアマネを含む3者以上＝4者以上と解釈したが、入院中の保険医療機関の保険医(●)が当該患者の退院後の在宅療養を担う保険医療機関の保険医(A)となる場合は、入院中の保険医療機関の保険医＋ケアマネを含む2者以上＝3者以上と解して良いか。

(回答) そのような解釈は出来ません。

●がA～Eの5種別のうち少なくとも3者から、実人数3人以上と共同で指導を行うことが要件と考えられます。●を含めて4種別、実人数4人以上による共同指導が必要です。

(例) ●＋A＋B＋E → 算定可 (4種別、4人)

(●＝A)＋C＋E → 算定不可 (4種別、3人)

●＋A (保険医)＋A (看護師)＋E → 算定不可 (3主体、4人)

Q2 被保険者本人が透析の方で、入院病棟とは別の外来病棟(同法人)の看護師が退院カンファレンスに参加した場合、(A)に該当となるか。

(回答) 該当しないと考えられます。

入院病棟と同法人の別病棟(外来)の看護師については、Q1で示したように、入院中の保険医療機関の保険医(●)と同じ主体の種別と考えられるため、(A)に該当しないと考えられます。(そもそも同一法人内の入院と外来については加算の有無に関わらず連携を図るべきであり、退院時共同指導料2においては、●と(A)は別の保険医療機関を想定していると考えられるためです。)

なお、同一法人でも、別に訪問看護ステーション事業所の指定を受けている看護師等については、(D)に該当することが考えられます。

Q 3 病院及び診療所の場合、訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）（D）とあるが、他の医療サービス（通所リハ、訪問リハ等）の理学療法士、作業療法士等は、退院時共同指導料2の注3に記載がないため、含まれないと考えて良いか。

（回答） 貴見のとおり。

退院時共同指導料2の注3において、【理学療法士】、【作業療法士】、【言語聴覚士】の配置がある介護保険上の事業所の内、訪問看護ステーション以外は記載がないため、要件としては認められていないと考えられます。

Q 4 今回提示された退院カンファレンス要件は、平成30年度介護報酬改定以前は「連携3回」を算定する際に必要なカンファレンス要件だったかと思うが、今回の改正では連携1回のカンファレンスにも適用されるのか。

（回答） 貴見のとおり。

今年度、連携3回についての当該記述が削除されているので、連携回数に関係なく、この要件が適用されると考えられます。

なお、連携3回を算定する場合は、退院カンファレンス参加が要件となっていますのでご注意ください。